

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成19年7月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 対象施設

(1) 名称

香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）

(2) 所在地

香川県高松市生島町614

2 業務の基準

(1) 関係法令等を遵守すること。

(2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

(4) 業務に関連して取得した個人情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

(6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

(7) 文書の管理・保存を適切に行うこと。

(8) 総合運動公園の利用時間、休業日及び公園施設に係る利用の許可申請の手続等について、あらかじめ香川県教育委員会の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

3 業務の内容

(1) 公園施設の利用に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 利用料金の収受に関する業務

(4) その他指定管理者が行うスポーツ振興事業など総合運動公園の円滑な管理運営を図るために必要な業務

4 指定予定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

香川県内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した応募資格を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付

受付期間 平成19年9月13日（木曜日）午前9時から同月20日（木曜日）午後5時まで

提出方法 郵送又は持参による。（持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。）

なお、郵送の場合は、期間内に必着とする。

(3) 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 760-8582 香川県高松市天神前6番1号 香川県教育委員会事務局保健体育課（天神前分庁舎4階） 総務・施設グループ 電話番号 087-

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、平成19年8月1日(水曜日)から同年9月20日(木曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、香川県ホームページ (<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei>) から入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

平成19年8月13日(月曜日) 午後1時30分 香川県総合運動公園会議室

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は、募集要項による。